

平成 13 年度財団法人国際エメックスセンター事業計画

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで

1. 事業方針

我が国の閉鎖性海域及び海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組みとの連携の強化を図り、積極的にこれに貢献するため、人的・知的ネットワークの有効活用を図り、また様々な国内外の閉鎖性海域の環境保全に取り組む諸機関、研究者の参加を得て、「多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会」を目指した事業を推進する。

2. 事業計画

(1) 閉鎖性海域環境保全推進事業

ア 海藻類を用いた沿岸域生態系の中・長期モニタリング手法検討調査

沿岸生態系の中・長期的な変化を明らかにするためのモニタリング対象として海草類を用いることの利点と問題点について、他の生物群（動物・植物プランクトン、底性動物、魚類など）を対象とした場合との比較を通して検証する必要がある。そこで、神戸大学内海機能教育研究センターと共同で調査（モニタリング）対象種の選定、モニタリング地点（海域）とモニタリング頻度の検討を通じて次の調査を行う。

a 過去の類似調査事例のサ?ベイ

b モニタリング手法の検討

c 調査マニュアル、生物同定補助資料の作成

イ 尼崎 21 世紀の森構想（仮称）プラン策定調査

産業構造の変化等により工場跡地等の遊休地化が進む国道 43 号線以南の尼崎臨海地域において、「環境の世紀」といわれる 21 世紀の新たなまちづくりの方向として、豊かな自然環境の創造などにより、人と自然が共生し、大都市のオアシスとなる「尼崎 21 世紀の森構想（仮称）」を検討する。

尼崎 21 世紀の森構想（仮称）の案の策定及び課題の整理等、平成 12 年度の検討調査に引き続き、平成 13 年度においては、学識経験者等による委員会を設置し、「尼崎 21 世紀の森構想」の実現に向けより具体的検討を行う。

ウ 臨海部における環境回復・創造方策に関する調査・研究

臨海部は、古くから生産活動の用に供するために、海面の埋立が様々に進められてきた。この埋立により、水質の悪化、生物の生息環境等の生態系の変化、自然景観の変化、海とのふれあいの場・漁場減少等多岐にわたる環境変化をもたらすこととなった。

現在、環境の保全に対して、当初の水質改善等、公害対策中心のものから生物多様性の確保、健全な水循環の回復、リサイクルの推進、豊かな自然とのふれあいの場の確保など、環境創造を目指したものに变化してきた。そのため、臨海部でも 21 世紀に向けて、次世代に引き継ぐ良好な環境の回復・創造が強く望まれている。

学識経験者等による調査委員会を設置し、次の調査研究を行う。

a 臨海部における環境回復・創造方策の最新情報収集及び解析、検討

b モデル地域におけるケーススタディの実施

エ 油処理剤等に環境影響に関する調査

現在、「海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律」における油及び有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用される薬剤の基準については、国土交通省令・環境省令により急性毒性等に関する基準が設けられており、この基準に合致した約 70 種類の油処理剤並びに油ゲル化剤について型式認定が行われている。

大規模な油流出事故等においては、迅速な回収処理作業が被害の拡大を阻止する上で重要となり、油処理剤が大きな役割を果たすことが想定されるが、環境への影響に関する知見が十分でない。

そのため、既存の油処理剤及び油ゲル化剤の海洋環境への影響をあらゆる角度から確認し、外国等の知見と比較しつつ、これらの情報を自治体等に提供するとともに、現在の基準も併せて検討することにより、油等の流出事故等に適切に対応するための学識経験者による委員会を設置し、調査、検討を行う。

オ 第 5 回世界閉鎖性海域環境保全会議の開催

1990年に第1回世界閉鎖性海域環境保全会議の開催から11年目にあたり21世紀という新しい世紀の初の世界閉鎖性海域環境保全会議となる第5回世界閉鎖性海域環境保全会議（EMEC2001）を本年11月に神戸・淡路で開催する

国内外の閉鎖性海域の環境保全に取り組む多くの諸機関、研究者の参加を得て、自然科学だけでなく社会科学も含むあらゆる科学の英知を結集し「自然や生態系と人間社会の調和ある持続的発展」を目指した意義ある会議にするため、関係機関、関係有識者の協力を得て主催者である環境省、兵庫県、神戸市と協力して諸準備を円滑に進める。

カ 第 5 回世界閉鎖性海域環境保全会議資料等作成事業

第5回世界閉鎖性海域環境保全会議の開催に向けて、閉鎖性海域の環境保全に対する各国の取り組みを収集するとともに、紹介すべき事例の及び各国及び各国と連携して取り組むべき優先課題についての検討を行い、会議資料としてとりまとめる。

また、これを踏まえ、我が国の閉鎖性海域の環境保全の現状と対策を紹介するためのCD-ROMを作成する。

キ 閉鎖性海域環境保全活動支援事業

閉鎖性海域の環境保全と適正利用を目的とする学術的な会議等に対して、助成を行い、他の関連機関との関係を築くとともに、会議等の成果をセンターの活動に反映させる。

(2) 情報収集整備活用事業

ア 閉鎖性海域環境情報システムの構築

世界閉鎖性海域環境保全会議の発足等閉鎖性海域の環境保全に関し、主導的役割を果たしてきた我が国が、関係各国と連携をとりつつ閉鎖性海域の環境情報に係る国際的な情報ネットワークを構築し、閉鎖性海域に関する各研究分野の研究成果、水質等の環境データ、社会

経済データ等の情報のデータベースを整備し、インターネットを通じて、研究者、行政関係者等が活用できるシステムの構築を図る。

イ 「日本の閉鎖性海域（８８海域）環境ガイドブック」を発行

重要な環境資源に位置付けられるこの日本の閉鎖性海域の自然環境を美しく健全な状態で将来の世代に引き継いでいくために、各海域の環境のみならず社会、経済、文化の文化の実態の把握とともにこれを整理し、広く情報発信することが求められている。

そのため、自然の営みと人の営みが融合した、持続的発展が可能な日本の閉鎖性海域を創造し、自然環境が美しく持続可能な状態で保たれた閉鎖性海域を目指して、全国の住民、NGO、研究者（環境サイドだけではなく開発サイドも含めた）、地方公共団体、事業者等様々な主体が活用でき、閉鎖性海域の環境保全と創造に資することができる「日本の閉鎖性海域（８８海域）環境ガイドブック」を発行する。

ウ エメックスニュースレターの発行

閉鎖性海域に関する情報交換を促進するため、投稿論文、第５回エメックス会議の準備状況、会議開催結果、閉鎖性海域環境保全団体の紹介、関連国際会議開催情報等を掲載した機関紙「エメックスニュースレター」を発行する。

また、電子メールによる配信を試行する。

エ 情報収集・提供システムの整備・運営

世界の閉鎖性海域の環境の保全と適正な利用に関する情報を収集、加工するとともに、インターネットを通じて情報の提供・交流を行うシステムの運用、管理の充実を図る。

平成１３年度は、研究者データベースや閉鎖性海域環境情報データベースについて一層の充実を図る。

オ 「誰でも参加海ネット会議」の管理・運用

現在、(財)国際エメックスセンターが有する既存のホームページを活用し、閉鎖性海域の環境保全・創造のため、提案されたトピック（テーマ）に関し、情報・意見を有する市民、NGO、研究者、政策担当者など誰もが参加でき、直接に意見交換、情報交換を可能にするため構築された「誰でも参加海ネット会議」を運用し、多様なセクターの関係者（誰でも）がある特定のトピックに関し、ホームページ上で討議（意見の書き込み、情報の掲示）を行い、意見のスレッド化を通じて、今後の海の環境保全・創造の取り組み方策の提言に資する。

カ 地域担当者によるエメックス活動の推進

国際的な調査・研究事業の推進に向けて人的ネットワーク構築のため、過去にエメックス会議を開催した地域に地域担当者を整備し下記活動を依頼する。

平成１３年度は、平成１２年度に引き続き米国、スウェーデン、トルコなどで活動している科学委員に依頼する。

(ア) 地域の専門家のネットワークの形成・維持の活動

(イ) 環境の現況・環境教育実施状況など地域環境情報の収集・提供

(ウ) エメックス活動のPR

(3) 普及啓発・人材育成事業

ア 環境保全活動テキスト「沿岸域のことを知る・考える・行動する」作成事業

日本では1960年代以降、沿岸海域に流入する生活廃水や工場廃水の急増により、大量の栄養塩が沿岸海域に流入するに及び、沿岸海域が富栄養化し、赤潮や貧酸素水塊が頻発するに至った。

また、埋立や海岸工事により沿岸域の改変が進み、多くの自然海岸、藻場、干潟などが喪失し、日本の沿岸域は危機的状況にあるといわれている。

そのため、こうした沿岸域の現状に対して、残された自然環境の保全と失われた環境の回復、創造が、今、大きな課題となっている。

そこで、市民、NGOを対象とした、沿岸域の特性、メカニズム、機能を解説した環境保全活動テキスト「沿岸域のことを知る・考える・行動する」作成する。

イ 閉鎖性海域の環境管理技術研修

我が国の閉鎖性海域の環境保全施策実施の経験を基に、開発途上国の中堅行政官を対象とした「閉鎖性海域管理技術研修」を実施する。